

一般社団法人 21・建設クラブ・福岡 慶 弔 規 定

平成17年7月22日施行

平成24年8月17日改訂

平成28年5月15日改訂

令和4年12月1日改訂

（目 的）

- 第 1 条 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡（以下『本会』という。）の社員・会員（以下『会員』という。）並びにその他理事長または組織運営委員会の指定（または決議）した役職員若しくは理事長より委嘱された顧問並びに役職員の家族に慶弔事ある時は、この規定により金品等を贈り、その至情を披瀝するものとする。
- 2 ここでいう会員とは、法人の場合は代表権者（実質的代表権者）をいい、判断に疑義の有る場合は、理事長が判断する。

（適用範囲）

- 第 2 条 本規定は、本会会費を納入している者に適用する。
- ただし、会費を3か月以上滞納している者を除く。
- 2 前項ただし書きであっても、特別の事情有る場合を除く。

（結婚祝金）

- 第 3 条 会員が結婚したときは、祝金として金3万円を贈る。
- 2 前項を除き、第1条に定義された者及び会員の2親等以内の親族の場合は、金1万円とし、会員の3親等の親族には、金5千円とする。

（傘寿の祝い）

- 第 4 条 数え年80歳に達した会員または顧問を含む役職員については、金1万円を贈呈する。

（叙位除勲）

- 第 5 条 会員が叙位、叙勲または褒章を受けたときは、組織運営委員会の議を経、相応の記念品を贈呈して慶祝する。

(死 亡)

第 6 条 会員が死亡したときは、生花 1 基または香典金 2 万円を贈り、役員または代理人が本会を代表して弔問する。

(配偶者の死亡)

第 7 条 会員の配偶者が死亡したときは、生花 1 基または香典金 1 万円を贈り、役員または代理人が弔問する。

(家族等の死亡)

第 8 条 会員または会員の配偶者の父母子並びに会員の 2 親等以内の親族が死亡したときは、生花 1 基または香典金 5 千円を贈り、役員または代理人もしくは本会職員が弔問する。

(災害見舞)

第 9 条 会員の自宅が火災または風水害などにより著しく損害を受けたときは、見舞金として金 1 万円を贈る。

(疾病負傷)

第 10 条 会員が疾病または負傷により 1 週間以上にわたって入院または病臥したときは、その程度に応じ、見舞金として、金 5 千円から金 2 万円を贈る。

(その他疾病負傷)

第 11 条 その他、会員に弔意を表すべき事態のあった場合または慶祝すべきと思われる事のあった場合は、理事長または副理事長もしくは事務局長の判断により、適宜行意するものとする。

2 事務局長が判断する場合は、行為に緊急性のある場合に限るとする。

(貢献のあった者に関する割増)

第 12 条 本会発展に、特に貢献のあった者が、この規定の対象者であった場合は、前各条項既定の金額を上回る金品を贈ることとする。

2 前項の判断は、理事長または組織運営委員会もしくは事務局長によるものとする。

3 事務局長が判断する場合は、行為に緊急性のある場合に限るとする。

(連絡義務)

第13条 本規定にかかる贈呈すべき事由が発生したときは、会員または家族ならびにこれを知った会員は、速やかに事務局長を経て理事長に届け出る。

(細部運用)

第14条 本規定の解釈、運用については、理事長または組織運営委員会の決定によるものとする。

(制定改廃)

第15条 本規定の制定または改廃については、理事会または組織運営委員会の承認を要するものとする。